

ハイライト:

- ・今後の所得税改正動向は
- ・65歳以上の医療費アップが予定されています

2005年9月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
個人所得課税に関する論点整理について	1
医療保険制度改革	2

ご挨拶

昨年に引き続き、今年の夏も連日の暑さとなりましたが、「クールビズ」の効果で例年よりは涼しく過ごすことができた方も多いかったのではないでしょうか？ 第23号では、医療保険制度改革及び今年6月に税制調査委員会から出された「個人所得課税に関する論点整理」に関する解説について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村元彦(東京事務所)
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香(さいたま事務所)



「個人所得課税に関する論点整理について」—今後の税制の行方

今年の6月、税制調査会基礎問題小委員会より表題の意見書が出されました。これは今後本格化する18年度以降の個人所得税制改正を予測する上で参考になると思われます。

内容としては

- 1)所得区分の見直し提言及び各所得ごとの税制度の指摘
- 2)世帯構成と税負担のあり方
- 3)課税ベースと税率構造のあり方
- 4)個人住民税
- 5)納税環境の整備



が取り上げられています。この中でも増税・減税に直接関わってくる検討意見について、以下説明して参ります。

○全般として増税方向へ

所得区分ごとに今日当面している問題点が整理されていますが

◇給与所得～給与所得控除の見直しが必要→昔と違い現在は会社員へ特別の考慮は必要ない

=所得控除額減少？(>_<)

* 給与所得控除:所得を計算する際、給与収入から差し引くことのできる控除額、会社員の必要経費枠のようなもの。

◇退職所得～勤務年数が短期間であっても2分の1課税が適用されるため、租税回避行為につながっている側面がある(所定の経過措置が置かれた上で、2分1課税廃止、退職所得控除の減額?) (>_<)

具体例:Aさん給料月額手取り100万円、5年後退職時の退職金50万円、

Bさん給料月額手取り50万円、5年後退職時の退職金3,050万円

上記5年間のAさんの税金総額は概算で約1,185万円、Bさんは740万円となります(各種控除等は考慮せず)。

5年間での手取りベースのトータル金額は変わらないのに、退職金の比率が高いBさんはAさんより圧倒的に税金の額が少なくなっています。これが退職所得の税制優遇の表れです。

◇事業所得～事業所得の必要経費は範囲が不明確→概算控除制度の導入？ (>_<)

◇譲渡所得～売買のタイミングを計画的に選択することが可能であり、損益通算により租税回避に利用されやすい→土地株式の譲渡所得は既に分離課税となっていることから同様の扱いにすべし→従来から話題にあがっているゴルフ会員権の譲渡損益は分離課税に変更？(給与・事業所得等との損益通算ができなくなるため、ゴルフ会員権の譲渡損が出た場合、その損失を他の総合課税の黒字所得と相殺することができなくなります) (>_<)

◇不動産所得～存在意義について疑問あり。事業所得ないしは雑所得とすべし。 (>_<)

◇一時所得～雑所得と一緒にすべし

◇雑所得～公的年金の所得は雑所得から分離させるべし。(-_-)

というように軒並み増税方向への意見が提言されています。

上記の外、

◇特定扶養控除制度(16歳以上23歳未満の扶養親族について設けられている割増措置)の見直し (>_<)

◇個人住民税の引き上げ(>_<)～所得控除を所得税とは独立させ、住民税の課税所得金額を増やす

◇公示制度の廃止(プライバシー保護の観点から)

も検討の余地ありと取り上げられています。

ホームページもご覧下さい
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

医療保険制度改革

最近高齢者の医療費の負担が変わるという新聞記事がありましたが、今後どうになっていくのか現在検討されている内容について説明して参ります。

「健康保険の保険料」

会社員の方の健康保険料は、ご自分自身の給料(標準報酬月額)によって決定され、扶養家族が何人いても変わりありません。

しかし現在検討中の医療保険制度改革案では、65歳以上74歳未満の扶養親族がいる場合、その家族分の保険料を徴収する案が盛り込まれています。これは75歳以上の全ての人が保険料を支払う新たな高齢者医療保険の創設を目指すのにあわせ、74歳以下の方々にも負担を求める動きです。

但し、64歳未満の配偶者や扶養家族へは、子育て支援の意味もあり保険料は徴収しない方向のようです。

「医療費の負担率アップ」

右記の表の①、②の年齢層の2割負担割合部分を3割負担とさらにアップさせることができます。

医療費負担割合	年齢	
1割 (一定以上所得者は2割)	75歳以上	①
1割 (一定以上所得者は2割)	70～75歳	②
3割	65～70歳	③
3割	65歳未満	④

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-9-19

電話 048-834-1598

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

